

2015年11月16日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

日本共産党神奈川県議会議員団  
団長 井坂 新哉

## 2016年度神奈川県予算・施策に関わる要望

日頃の県政へのご尽力に敬意を表します。

昨年7月に安倍政権は「集団的自衛権」の行使容認を閣議決定し、さらに本年9月19日には戦争法（安全保障関連法）の成立を強行しました。戦争法(安全保障関連法)は、多くの憲法学者、元最高裁長官なども憲法違反と明言しているものであり、立憲主義を否定するものとして私たちは絶対に認めることはできません。県民の生命を守り、平和行政を進める神奈川県としても戦争法(安全保障関連法)の撤廃を求めることが重要だと思います。

また、県民の生活も厳しい状況が続いています。昨年4月に強行された安倍政権による消費税8%への増税は、国民の購買力を低下させ、景気のさらなる悪化をもたらしています。大企業の内部留保が積み増しされる一方、国民の実質所得が減少、円高誘導で諸物価の高騰など、アベノミクスの破たんはもはや誰の目にも明らかとなっています。このままでは地域経済にとっても、地方財政にとっても明るい兆しはありません。

このような経済格差の増大とともに貧困問題も深刻で、特に子どもの貧困は将来にも影響する重大問題です。それにもかかわらず、非正規社員の増加、年金の切り下げ、生活保護費の減額、介護保険料の増額など、社会保障の削減が進められています。このような社会保障の切り下げにストップをかけなければ、安心して暮らすことができません。

さらに安倍政権は、福島原発事故が何一つ解決していないにもかかわらず、川内原発に続き伊方原発を再稼働させるなど余りにも無責任です。

放射能災害の問題は、横須賀に原子力空母が配備されている以上、重大な問題です。国では、原子力艦の防災対策を変える動きが出ていますが、今後避難計画の見直しなどで神奈川県が主導的に動くことが大切となっています。さらに、厚木基地での爆音問題、相模総合補給廠での爆発事故の原因究明と再発防止、日米地位協定の改定など、基地を抱える神奈川県としての取り組みはますます重要になっています。

安倍政権のもとで、県政が県民のいのちと暮らしを守る防波堤となって、社会保障、教育、福祉などの充実で暮らしを応援する、自治体本来の役割を発揮することが求められています。

こうした立場から、県民の切実な要望が来年度予算で実現されるよう、以下の要望を提出するものです。

## I 子育て支援をつよめ、「子育てするなら神奈川県」の実現を

### 1 子育て支援策の充実・強化

- (1) 子どもの権利条約に則り、子どもの権利条例を制定し、子どもたちの権利を守る立場で子どもに係る施策の優先度をあげること。
- (2) 小児医療費助成制度の充実を
  - ① 小児医療費助成制度の補助対象を所得制限なしで中学校卒業まで拡大し、通院、入院時の一部負担金を撤廃すること。県内すべての市町村への補助率を2分の1に引き上げること。
  - ② 国に対し中学校卒業までの小児医療費を無料化する全国一律の制度の創設と、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止するよう求めること。
- (3) 産科、小児科などを増やし、安心して医療を受けられる体制を確立すること。
- (4) 保育の充実
  - ① 保育新制度について
    - ア 子ども子育て支援制度が始まり1年が経過しようとしている。各市町村と連携して新制度対応の施設への移行状況や小規模保育所の設置状況など、施設の状況について把握すること。
    - イ 新制度移行に伴い、保護者への保育料以外の新たな負担や子どもの保育条件の低下が起きていないか県として実態を把握すること。
    - ウ 待機児童数の把握については、国の基準ではなく、不承諾とした数を基本にすること。
  - ② 保育所の整備支援
    - ア 市町村と連携して認可保育所の増設を行うこと。
    - イ 「保育場所」の設置優先とせず、現行基準を守り保育内容の充実を図ること。
  - ③ 保育士不足の解消は、保育士の労働条件などの改善を図ることを基本とし、「准保育士」、「子育て支援員」で対応しないよう県が支援すること。
  - ④ 小規模保育所の資格要件をすべて保育士とするよう国に求めること。また、県として保育士が配置できるよう支援すること
  - ⑤ 保育士の労働状況を把握するとともに、保育士の労働条件の改善を図ること。
  - ⑥ 民間保育所運営費補助金については、これ以上の削減・廃止をやめ、補助金を増額すること。
  - ⑦ 保育所の新設にあたって、県有地を提供すること。
- (5) 学童保育の充実
  - ① 学童保育を必要とする全ての児童が入所できるよう、県の支援を強めること。とりわけ経済的困難を抱えていて利用できない子どもが、学童保育に通えるよう財政支援を行うこと。
  - ② 学童保育の適正規模化を推進するため、県として支援をすること。省令に示された

基準（おおむね 40 人以下）を守るための財政支援をおこなうこと。また、児童福祉法改正に伴い、小学校 6 年生までが受け入れられる財政措置とすること。

③ 神奈川県内の全ての学童保育（放課後児童クラブ）に対して、国の子ども・子育て支援交付金の補助金額を下回らないよう財政措置を行うこと。

④ 指導員の賃金について、国の補助では不十分である実態をふまえ、県独自の補助を行うこと。

⑤ 指導員賃金がきめて低い水準にある実態をふまえ、まず、国の「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を確実に予算化し、県内全ての市町村が実施できるよう、県の力を発揮すること。

⑥ 学童保育指導員の研修を充実すること。

ア 県が実施する「放課後児童支援員認定資格研修」は、学童保育の専門性が確保できる内容で実施すること。

イ 神奈川県が現在実施している放課後児童クラブ支援員等研修（現任者研修）について、学童保育の実践に裏付けられた専門性のある内容で引き続き充実を図ること。

ウ これらの研修については、学童保育指導員が業務として位置付けられるようにし、財政措置を行うこと。また、参加しやすい計画にすること。

⑦ 障害児受入補助（障害児受入推進事業）を実態に合わせた指導員加配に対応できるものにする。

⑧ 災害時に子どもの命を守るため、以下を実施すること。

ア 県が 2015 年 3 月に発表した地震被害想定調査報告書を踏まえ、県内の学童保育施設について耐震調査を実施し、その結果、安全が確保できない施設については、耐震工事や移転などの対策を至急に講ずること。

イ 県が非常時災害対策指針を策定し、市町村及び事業者がそれを実施できるよう支援すること。

⑨ 「神奈川県放課後児童クラブ・活動実践ガイドライン」については、国が示した運営指針に沿って、学童保育の質が充実するような内容にすること。また、県内学童保育の質の向上に向け、普及推進を図ること。

⑩ 学童保育の補助単価を、学童保育の実情に見合ったものとするために大幅に増額するよう国に求めること。

⑪ 学童保育を児童福祉法の中で「児童福祉施設」に位置付けるよう国に求めること。

⑫ 「放課後子ども教室」など、すべての児童を対象とした事業と学童保育は、目的も役割も違うので、それらを一体化するのではなく、それぞれ独自の事業として実施するよう国と市町村に要請すること。

⑬ すべての小学校区で、学童保育事業が実施できるよう市町村を支援すること。

#### （6）児童相談所の充実を

① 児童相談所の職員は職務の継続性の担保と、少ない正規職員に業務が集中する現状を解決するため、正規職員で増員すること。

② 慢性的に定員を超えている厚木児童相談所の一時保護所について改善を行うこ

- と。
- ③ 不足している障害児施設、重心施設、児童養護施設など、施設整備を促進すること。

## Ⅱ 子どもの成長をはぐくむ豊かな教育と環境整備を

### 1 ゆきとどいた教育の推進

#### (1) 義務教育の充実

- ① 学力向上、いじめの早期対応や不登校引きこもりの低減を図ることなどに効果のある「30人以下学級」をすべての学年で実施すること。
- ② 国は35人以下学級を小学校1、2年生に導入したが、その上の学年を35人学級にすることをやめている。小中学校すべての学年で当面35人以下学級に向けて取り組むよう国に求めること。また、当分の間、県独自に教員を配置し、小・中学校の35人以下学級の対象学年を増やすこと。
- ③ 定数法に基づいて教職員は正規雇用とすること。また、定数内臨任が増え、正規雇用の教職員に過重な負担がかかり学校運営にも支障をきたしている実態を調査すること。
- ④ 高い教育的効果が望める学校司書、学校図書館担当職員を専任で配置するための市町村への助成制度を創設し、その配置を促進すること。

#### (2) 高等学校教育の充実について

- ① 全国最低水準の全日制高校進学率は、生徒や保護者に大きな不安と過度の競争心をおしつけ、全国最高位の神奈川のいじめ、不登校、暴力行為の原因の一つともなっている。希望する生徒が全日制高校に進学できるように、公立全日制高校の定員を増やすとともに、私学の学費補助の増額で学費の公私間格差を解消すること。
- ② 県立高校の再編・統合により20～30校の削減を行わないこと。また、教育予算縮減はやめ、現場の要望が強い学年6～8学級標準を守ること。
- ③ 高校授業料無償化
- ア 国際人権規約の規定に則って高校授業料無償化に所得制限撤廃を求めること。
- イ 私立高校の授業料実質無償化にむけて、高等学校就学支援金制度の維持・拡充を図るよう国に要求すること。
- ウ 給付型高校奨学金制度の拡充を図ること。
- ④ 学校技能員の民間委託21校実施をやめ、学校技能員の採用を再開すること。
- ⑤ 学校司書の採用を大幅に増やすこと。また、採用試験の年齢制限をなくすこと。
- ⑥ 学校事務センターを解消し、各学校に3人体制の学校事務室を4～5人体制に戻すこと。
- ⑦ 日本学生支援機構の奨学金申請業務が学校現場に与える影響を調査し、教員の

多忙化を解消すること。

(3) 大学授業料無償化にむけて

国は2012年9月、高等教育の学費を段階的に無償化することを定めた国際人権規約を受け入れました。同規約に従い、給付制奨学金を直ちに創設するよう国に求めること。また、当面県として学生が大学に入学し、安心して学べるよう給付型奨学金制度を創設すること。

(4) 私学助成の充実

- ① 私学経常費補助金を国基準以上に改善すること。
- ② 私立学校への施設整備費に対する補助を新設すること。
- ③ 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金を拡充し、家計が急変した家庭の児童生徒が安心して学校生活を送れるようにすること。

(5) 特別支援学校の充実について

- ① 県立障害児学校の過大規模・過密化を解消し、適正規模・適正配置とするために新たな障害児学校再編整備計画を策定すること。また、湯河原・真鶴地域での建設計画を早急に具体化すること。
- ② インクルーシブ教育の導入にあたっては、現在の費用の10倍の費用を要するとの文科省見解に立って、障害のある子どもたちの発達を最大限保障するための条件整備に十分な予算を組んで、関係者及び県民の合意を図ること。
- ③ インクルーシブ教育の推進にあたっては、障害児の発達を保障する教育条件整備を行うこと。また、高校における特別支援教育の場として、特別支援学級を設置すること。
- ④ 障害児学校高等部は居住地をふまえ、希望する学校への全員入学を保障すること。
- ⑤ 義務教育児童・生徒の障害児学校は、希望する児童生徒を受け入れられるよう、条件整備を行うこと。
- ⑥ 横浜北部方面特別支援学校の開校までの間、児童生徒数の増加の著しい横浜北部地域の子どものための教育の場について対策を講じること。
- ⑦ 分教室へ、指導上必要な進路指導・カウンセラーなど専門的な教職員を配置すること。また、養護教諭を常勤とすること。分教室の施設・設備を拡充すること。
- ⑧ 障害児学校の劣悪な施設設備（特にトイレ）の改善を図ること。また、耐震化対策を早急にすすめ、現在91.6%の耐震化率を100%にすること。
- ⑨ 秦野養護学校末広校舎の教育条件（施設設備、教職員の配置）を本校と同等とし、教育活動に支障のないよう整備すること。
- ⑩ 自力通学に向けて、「通学支援員」制度を県の施策として実施すること。

(6) 県立高校の耐震化、老朽化対策について

- ① 県立高校の耐震化・老朽化対策工事促進を図ること。文科省は、児童・生徒たちが生活し、災害時には避難場所ともなる学校の耐震化に「Is値」0.7以上を求めている。しかし、県立高校は耐震化工事完了済みの学校を含め、ほとんどが文科省

- 基準(Is 値 0.7)を下回っている。県立高校の耐震化基準を「Is 値」0.6 から 0.7 以上に見直すこと。
- ② 老朽化、設備劣化が著しい県立高校の老朽化対策計画を早急に策定し、改修、改築を急ぐこと。また、トイレの洋式化を早急に進めること。
  - ③ 冷房機器を県立高校の図書準備室・技能員室・体育科準備室・芸術科家庭科以外の特別教室・視聴覚室・教科準備室などすべての部屋に設置すること。
- (7) 中学校完全給食施設整備助成について
- ① 全国最低の実施率となっている、中学校完全給食の施設整備と運営費補助に対する県独自の助成制度を創設し、中学校完全給食の実施を促進すること。
  - ② 栄養士配置の拡充など、市町村の学校給食充実を支援すること。
  - ③ 安全で豊かな学校給食のために、地産地消、自校方式、直営方式で、災害時にも対応できるよう指導すること。
  - ④ 子どもの昼食など、食生活の実態についての調査を市町村と協力して行うこと。
- (8) 全国学力テスト結果の学校ごと公表の撤回を
- ① 全国いっせい学力テストは、全国的に平均点競争が過熱し、学力形成に結びついていないと問題になっている。  
競争教育の弊害から子どもたちを守り、子どもたちが助け合いともに伸びる教育への転換をはかるために、その中止を国に求めること。
  - ② 旭川学力テスト事件最高裁大法廷判決（1976.5.21）は「学校別の結果公表を許容すれば」学力テストは教育基本法 16 条 1 項に違反するとしている。学力テストの弊害を加速する結果公表を行わないよう県として取り組むこと。
- (9) 教科書採択の改善について
- ① 小中学校の教科書採択については、採択地区の小規模化を図るとともに、政治的介入を排除し憲法に基づく教育を保障し、当面 18 採択地区に戻すよう再検討を行うこと。最終的に各学校採択をめざし、学校・教員の意向や保護者の意向がより反映されるよう改善すること。
  - ② 高校日本史採択で県教委による特定教科書排除、は憲法・教育基本法に反し、教育への政治的介入にあたるので改めること。
- (10) 朝鮮学校を含む外国人学校への県補助金（経常費補助）を復活するとともに、学費補助の拡充を行うこと。
- (11) 教育大綱策定にあたっては、知事主導ではなく教育委員会主導で策定すること。
- (12) 夜間中学については、当該自治体任せにせず、地域適正配置や東京都に見られる教員配置など県が責任をもってすすめること。
- (13) 卒業式・入学式における「日の丸」「君が代」の強制をやめ、「国歌斉唱」時の起立が強制ではないことを広く県民に知らせること。
- (14) 2005 年に一般財源化された就学援助制度を国庫補助制度に戻し、就学援助を必要とする全ての家庭が受けられるように国に求めること。
- (15) 不登校の子どもたちが豊かな生活と学習ができるように、フリースクール等に

対し家賃やスタッフの賃金などへの運営費を補助すること。

### Ⅲ 高齢者・障害者福祉と県民のいのちを守る医療の充実を

#### 1 介護など高齢者福祉の充実について

##### (1) 介護保険について

- ① 2015年4月から実施された制度改定、介護報酬引き下げによる事業所や介護職員等への影響、サービス利用料負担増（1割から2割へ）や補足給付廃止等によるサービス利用者への影響を、市町村とも連携して把握し、必要な介護サービスが受けられなくなることはないよう、県として取り組むこと。
- ② 介護報酬の大幅引き下げにより、小規模事業所は大幅な減収を余儀なくされている。サービス提供事業者が地域から消える前に、介護報酬を大幅に引き上げるよう国に働きかけること。
- ③ 要支援1・2の訪問介護（ヘルパーサービス）、通所介護（デイサービス）利用者を機械的に総合事業に移行させないこと。専門職種によるサービスが必要な人には継続して介護予防給付を認めること。
- ④ 給付申請の際、一律に同意書をとることを直ちにやめさせること。また補足給付の見直しにより施設入所が困難になることや施設を退所せざるを得ない状況が生じないよう救済措置を講じること。
- ⑤ 介護保険料の引き上げを抑え、介護保険料・利用料の減免制度を拡充するため県の支援を強化すること。
- ⑥ 介護サービスを提供する社会福祉法人の運営が不正常的な状況に対しては、県としての指導権限を生かして、市町村とも連携し、正常化に向けて対応すること。

##### (2) 介護・福祉労働者の確保と処遇改善

- ① 県独自の人材確保対策や人件費補助のための措置を講じること。その上で、職員配置基準や常勤換算問題について、引上げや見直しを国に働きかけ、改善を求めること。
- ② 介護福祉士等就学資金貸付制度の創設や、福祉人材バンクの設置、離職している介護職員向けの再就職相談事業、資格取得のための研修費支援事業など人材確保対策を進めること。
- ③ 介護職員の処遇改善加算は、以前支給していたように介護報酬から切り離し、処遇改善交付金として支給するよう、国に対して働きかけること。また、介護職員の資格取得・スキルアップ支援に取り組むとともに、給料実態を資格ごとに把握し、それを根拠に給料引き上げへ対策を講ずるよう、国に強く求めること。

(3) 特別養護老人ホームへの長期待機者を解消するよう、県の責任で特養ホームの整備・増設をすすめること。特に増設は、待機者の多い地域からすすめること。

(4) 高齢者が地域で生き生きと暮らせるために

- ① 高齢者の生活維持のため、コミュニティバス、デマンドバスなど地域に応じた交通機関の導入及び運営に対し支援を行うこと。
- ② 独居高齢者の実態把握を市町村と連携して行い、孤独死などを未然に防ぐこと。
- ③ 市町村と連携して行政の行う「福祉、介護、相談」などの事業の分かりやすい冊子を作成し、高齢者に配布すること。
- ④ 高齢者に相談、生活援助、情報提供などをおこなう、老人クラブの施設訪問活動への補助金を復活すること。
- ⑤ 高齢者向け県営住宅を増設すること。

## 2 障がい者福祉予算の増額、生活支援・医療の充実を

- (1) 2014年障害者権利条約を批准したことを受け、その理念を広げ、県のあらゆる施策に反映するために障害者権利条例を制定すること。
- (2) 障害者差別解消法における「差別を解消するための措置」として位置づけられる「差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の不提供の禁止」を具体化すること。また、神奈川県職員対応要領の作成にあたっては、障がい当事者の声を十分に聴取して作成すること。
- (3) 在宅重度障害者手当を復活させること。
- (4) 重度障害者医療費助成制度の拡充を
  - ① 重度障害者医療費助成制度を「障害者医療費助成制度」と改め、精神障害者1級の入院費、2級の通院費・入院費の助成を行うこと。当面、精神障害者2級の方については精神科以外の通院費を軽減するなど、段階的・部分的にでも助成制度の改善が図れないか、調査し検討すること。
  - ② 市町村格差が懸念されることから、一部自己負担および、所得制限、年齢制限の導入を中止すること。とりわけ、中軽度の障がい者が65歳以降に障がいが重度化し、重度障がい者になった場合は助成対象とすること。
- (5) 障がい者が障害者総合支援法に基づくサービス利用計画書を作成するにあたって、施設との連絡など障がい者の不安や疑問に答える専門的支援員を配置した相談機関を中学校区単位につくること。
- (6) 視覚障がい者の投票する権利を確実に保障するため、選挙管理委員会の責任で投票所への誘導を無料で行うこと。または、選挙管理委員が訪問し、投票を受け付けること。
- (7) 県内各市町村が実施している福祉タクシー制度において、その全てが県内どこでも利用できるように、県の支援を強めること。
- (8) 精神疾患（障がい）について
  - ① 入院が必要な場合に速やかに入院できるように、現行の精神科救急医療体制を拡充すると共に、入院しなくても当事者と家族が対応できるような施策を検討し、実施すること。
  - ② 精神疾患救急医療相談窓口で「入院は不必要」と判定されても、家族が対応に困った状態のまま放置されることのないよう、入院以外の方法で救急対応でき

る施策を検討すること。たとえば、ニューヨーク市の「クライシスレスパイトセンター」のような、危機に陥った患者が一時的に滞在・休息しながら専門家の支援を受けられる支援施設の設置を検討すること。

- ③精神障がい者に対する差別的取扱いであり、国連障害者権利条約にも違反し、障害者差別解消法の差別にも該当する精神科入院医療における「精神科特例」の廃止を国に働きかけること。
- ④ 若者が自らの精神的不調に気づき、早期に助けを求めるためにも、また障害を理解し偏見や差別を生まないためにも、学校教育の中で精神障害について学習内容を充実させ、正しく学ぶ機会を増やすこと。
- ⑤ 脳性マヒやポリオ等の二次障害を予防・治療する総合的な対策を講じること。  
ア 当事者や専門家も含めての検討や研究をすすめる機関の創設すること。  
イ 必要かつ専門的な医療が受けられる専門医療機関等の拡充や連携、医師等の育成を推進すること。

### 3 医療の負担軽減、地域医療拡充を

- (1) 地域医療構想の策定にあたり、神奈川県は高齢化が早く進行する県であることから、病床機能ごとに必要な病床数の確保を図ること。
- (2) 神奈川県保健医療計画が実効あるものとなるよう、臨床現場の医師の意見を生かすこと。
- (3) 国の押し付けるベッド数削減など、医療抑制策に反対し、どこに住んでいても必要な医療を受けられるようベッド数を確保し、急性期、救急、産科、分娩施設、周産期医療センターなど機能ごとの医療体制を整備・拡充すること。
- (4) 病院や介護施設を追い出された患者や高齢者が、医療難民、介護難民にならないために、必要な医師、看護師の要請・確保や、県としての財政措置を図ること。
- (5) 准看護師の看護師資格取得への支援を充実し、2年課程通信制学校を県内に設置すること。
- (6) 妊婦検診・妊婦健康診査制度の国交付金を充実するよう国に求めるとともに、負担軽減措置を行うこと。
- (7) 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく、全額国庫負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないように、国に働きかけること。
- (8) 重粒子線治療に対する保険適用及び先進医療Aの継続を国に求めるとともに、県として治療費補助や治療費貸付とその利子補給をおこなうなど、患者負担を軽減すること。
- (9) 子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）接種後の健康被害者を支援するため、相談体制を充実するとともに、医療、福祉、教育など様々な分野で対応できる仕組みを確立するよう、国にはたらきかけ、市町村とも連携し、県として取り組むこと。
- (10) 一般不妊及び不育症治療について、医療保険の適用や費用の助成などの治療の実務に応じた新たな制度の創設を国に働きかけること。不育症の研究や人材育成

- を推進するように国に働きかけること。また、県の特定治療助成対象事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。
- (1 1) 国へ医業税制（診療報酬の事業税非課税及び社会保険診療収入への租税特別措置法第 26 条）の存続と、診療報酬への消費税ゼロ税率の適用を求めること。
- (1 2) 差額ベッド料をめぐるトラブルの解消を神奈川県行政の課題として位置づけ、市町村とも連携して実態把握を強め、病院の対応の適正化をはかるとともに、差額ベッド料についての基本的な理解や同意書の重要性を県民に周知するために、県として取り組みを具体化し、積極的な役割を果たすこと。
- (1 3) 横浜市内でもお産のできない区が 3 行政区あると言われており、秦野日赤病院も 2014 年度で産科が休診となった。お産に限らず医師数、看護師数など神奈川の医療指標は全国最低水準を争う状況にある。医師・看護師・医療従事者の労働条件の改善を含め、必要な地域医療の確立に向けて医療提供体制を拡充すること。
- (1 4) 県民がお産難民にならないために、医師確保と同時に、院内助産所や助産師外来の普及、助産所開業の促進等、助産師の活用をすすめること。
- (1 5) 「国家戦略特区」において、医学部新設など医療秩序を混乱させる医師養成の具体化を盛り込まないこと。また医薬品・医療機器の開発において安全性の確認のため臨床試験を行うこと。
- (1 6) 大気汚染被害（気管支喘息、慢性気管支炎、肺気腫）に対する医療費助成を行うこと。
- (1 7) 粉じん対策、建設労働者の健康対策、廃棄後の管理など、県民の健康被害を防ぐ、県のアスベスト対策の充実をはかること。また、国に対してアスベスト被害者の救済・根絶に向けた対策を強く求めること。
- (1 8) 国民健康保険について
- ① 国保都道府県単位化について
- 国保の都道府県単位化は、徴税強化につながる懸念が県民から出されている。
- ア 市町村の収納率が見込みより低くなり、県が算定した納付金額に達さなかった場合、納付金の減免や猶予の制度を設けること。
- イ 市町村が一般会計からの繰り入れを行って納付金を納めようとする場合、県としてそれを妨げないこと。
- ウ 所得が生活保護基準をわずかに上回る程度の、いわゆる境界層世帯の被保険者が、国保の保険料や窓口負担を支払うことで、生活保護の水準になった場合は介護保険制度にみられるような減免措置を講ずることを市町村に指導すること。
- エ 将来にわたる保険料高騰をふせぐため、国に対して国庫負担割合の引き上げを求めること。
- ② 国民健康保険の「資格証明書」の発行ならびに保険料の減免規定に関し、生活実態にあった運用とし、滞納制裁の乱用がないよう指導・監視すること。
- (1 9) 後期高齢者医療制度について

- ① 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を国に求めること。市町村とも協力し、75歳以上の方が負担する医療費を無料にすること。また、75歳の人間ドッグ受診料を無料にすること。
  - ② 神奈川の平均保険料は東京に次いで高く、保険料負担率も制度導入当初に国が示した一割を超えている。県として財政措置を取り、保険料負担を軽減すること。
  - ③ 後期高齢者医療保険料の特例軽減が段階的に廃止されるが、県として財政措置を取り、引き上げ分に相当する保険料負担を軽減すること。
- (20) 透析患者の疾病対策ならびに助成制度対策について
- ① 県独自の透析患者を対象とした助成制度の再構築を図り、市町村格差圧縮に努めること。
  - ② 通院困難者対策として、介護保険施設・医療保険施設間の患者送迎の費用が使えるように国に改善を求めること。
  - ③ 県主体の老健施設等の新設ならびに透析施設併設の推進を行うこと。  
内には、透析治療が可能な設備を併設する施設等が僅かしかない。既存施設においては併設を推進し、新たに設置する施設においては、透析治療施設併設を図ること。
  - ④ 医療従事者（医師・看護師）の往診の活発化推進を行うこと。  
地域における中核病院を中心とした、医療機関ネットワークを駆使し、地域主治医（見守り医）や看護師による往診医療や在宅透析治療の実現が可能になるよう、往診の活発化並びに推進を図ること。
  - ⑤ 県は、将来を担う若者の健康意識教育の一環として、全県域で成人病、特に糖尿病に対する重症化予防と啓発活動を行うこと。
  - ⑥ 県直下地震の発生時における透析患者の移送計画を明確化すること。  
保健福祉部保健予防課から見直し発行されたマニュアルに基づき、常日頃から次の事項の施策展開や明確化を行うこと。  
ア マニュアルが定めるネットワーク通信訓練への積極的参画すること。  
イ 発生時近隣透析施設間連携を図るためのブロック化、ブロック内の通信手段整備すること。  
ウ 透析患者を含む『要援護者』登録の県内各市町村での推進すること。  
エ 発災時県域外への透析患者移送計画内容の明確化並びに明示すること。

#### 4 低所得者、貧困世帯への支援を

##### (1) 生活保護の改善・充実について

- ① 翌月払いの給与の収入認定における勤労控除の扱いとして、その収入が入った月に仕事をしていなければ、勤労控除を認定しない、という解釈・運用が神奈川県としてなされ、そのことを県内各市の福祉事務所にも徹底していたことは、国・厚生労働省の見解とも異なっており問題であることから、直ちに改め、勤労控除として

認定し、勤労意欲を高めて自立を促進するよう、各市・福祉事務所に徹底すること。

- ② 生活保護費を 2013 年 7 月の引き下げ前の基準に戻すことや老齢加算の復活を国に働きかけること。
- ③ 住宅扶助、冬季加算の引き下げの実施にあたっては、生活保護利用者の意向を尊重し、慎重に対応すること。
- ④ 生活保護利用者援護として、県独自の夏季および年末の福祉手当を各 1 万円支給すること。
- ⑤ ケースワーカーの増員を図り、研修の改善・強化により、生活保護利用者及び生活保護を必要とする方々に寄り添った対応の充実を図ること。
- ⑥ 県として自立支援施設を各保健福祉事務所圏内に設置し、生活保護利用者が「貧困ビジネス」といわれる無料低額宿泊施設を利用しないですむようにすること。
- ⑦ 各市福祉事務所とも連携しながら県としてイニシアチブを発揮して、一時的な仮住まいである無料低額宿泊所の入所者について、入所年数、アパート等への転居希望の有無と実現しない理由等について定期的に調査をおこない、居宅設定による自立支援を促進すること。

(2) 生活困窮者自立支援法について以下の項目を国に働きかけること

- ① 地域格差が生じないように、家計相談や子どもへの学習支援も必須事業とすること。
- ② 就労訓練の 1 つである「中間的就労」は、最低賃金以下で働いてよいとするもので、生活困窮者を劣悪な労働環境においてもかまわないとするもので問題であり見直すこと。
- ③ 「住宅確保給付金」は、対象を離職者に限定せず広げ、使い勝手のいいものに改めること。
- ④ 生活困窮者支援法には、経済的給付は殆どなく、生活困窮者の支援の実態とかけ離れたものになっており、改善すること。
- ⑤ 相談窓口業務は、就労に偏った支援、しかも、就職率をあげるために、再就職ができそうな人にしか給付金の利用を認めないなどの運用はさけること。
- ⑥ 生活保護を受けるべき人が自立相談窓口に戻され、生活保護が受けられず帰されることにならないよう運用に配慮すること。

(3) 生活困窮者への支援

- ① 生活保護受給者、低年金で暮らす高齢者をはじめ、生活困難に直面している県民への県の支援事業を充実させるため、生活実態調査を市町村と協力して行うこと。
- ② 低所得者に対する冷・暖房対策を充実し、熱中症予防や福祉灯油・物価手当を支給すること。
- ③ 市町村と協力して「住まいの確保」に困っている住民に、公営住宅の空き部屋への入居のあっせんに取り組むこと。

- ④ 民間アパートへの入居について、家賃補助をはじめ支援を行うこと。
- ⑤ 県営住宅の新設など低所得者の住まいの確保を進めること。
- ⑥ 生活困窮者に対する県の生活支援施策を充実強化すること。
- ⑦ ひとり親家庭等医療費助成制度の自己負担、所得制限をなくすこと。
- ⑧ 生活に困窮する高齢者、子育て世代、若者への家賃補助など住宅支援、住居喪失者のための住居と安定就労のための「チャレンジネット」のとりくみを、国とも連携して拡充すること。

#### IV 雇用を増やし、中小企業を守り、地域経済振興を促進します

##### 1 働くルールの確立を

- (1) 労働者保護行政機能の充実と体制の強化をはかること。かながわ労働センター・各支所の体制を強化し、労働相談の体制と機能の充実をはかること。専門的な知識を持った職員を計画的に育成すること。
- (2) 神奈川県労働委員会の事務局の人員を増やし、よりの確・迅速な対応が可能な体制とすること。また迅速な審理を保障するために、労働委員会の審問室・控室の拡充をはかること。
- (3) 安易な解雇・雇止めを行わないよう企業に対し、啓発・はたらきかけを行うこと。雇用や地域経済に重大な影響を及ぼす事業所の閉鎖・縮小、リストラなどの計画については事前公表させ、労働者はもとより下請関連企業・地元自治体等との協議を行うよう要請すること。県としても情報を収集し、必要な対応を図ること。
- (4) 労働基準法を初めとした労働法規の遵守をはたらきかけること。違法行為を行う企業を把握した際は、労働基準監督署と連携し是正を図ること。パワハラ・セクハラ・マタハラなどの根絶を目指すこと。「ディーセントワーク条例」の制定を図ること。
- (5) 高校生用の働くルールを学ぶ機会を増やすこと。また、学習副読本を充実させ、私立学校を含む各学校に配布すること。
- (6) 「インベスト神奈川」で助成した企業が、労働者の大量解雇や重大な法令違反を犯した際には、助成金の支給を凍結すること。また、助成企業が撤退や事業縮小など行った際には、助成金の返還を求めること。
- (7) 正規雇用を拡大するために県独自の施策を実施すること。また、国に対し、正規雇用拡大を図るよう働きかけること。県職員の定員削減を行わず、正規職員の雇用を確保すること。
- (8) 労働法制の規制緩和について反対すること。直接雇用・無期雇用を原則とする雇用ルールの確立を国に求めること。
- (9) 学卒者の就職を保障するため、経済団体、企業などに正規雇用の拡大を要請すること。就職も進学もできずに卒業した学卒者について、状況把握とともに生活確立

にむけた援助を行うこと。

- (10) 県の各機関の障害者雇用を促進するとともに、雇用率の低い大企業については、達成のためのはたらきかけを行なうこと。中小企業などが障害者を積極的に雇用できるよう、県としての支援策を拡充すること。
- (11) 非正規労働者の賃金・労働条件の雇用実態を調査すること。条件を満たしているすべての労働者を、労働保険や社会保険に加入させるようはたらきかけること。正規労働者との均等待遇や正規化についての啓発を強めること。
- (12) すべての労働者の年間総実労働時間を 1800 時間以下にさせるようはたらきかけること。不払い残業をなくし、年次有給休暇取得のとりくみを強めること。県自らが、県職員の不払い残業の根絶と、有給休暇の完全取得を図ること。
- (13) すべての県民が健康で文化的な生活を実現できるよう、生活保護水準を下回らない最低賃金「時間額 1000 円以上」の実現に向け、国・神奈川労働局に強く働きかけること。県が雇用するすべての労働者の賃金時間額を 1000 円以上にすること。
- (14) 地域経済活性化の観点からも、県内経営者団体などに対し、県知事が賃金の引き上げを要請すること。公務員賃金の引き下げに反対し、県としても新たな賃下げ・労働条件改悪を行わないこと。
- (15) 労働契約法や次世代育成支援対策推進法の趣旨からも、一般事業主行動計画を各事業所において策定・周知するよう働きかけること。均等法と育児・介護休業法の主旨に基づき、男性や非正規労働者の育児休業取得保障を企業にはたらきかけること。特に、妊娠・出産などを理由とした解雇・雇止めや不利益扱い禁止の啓発・周知を図ること。県職員の育児・介護休業の取得を促進させること。
- (16) すべての企業に対し「年金の全額支給まで雇用を継続する」ようはたらきかけること。
- (17) 外国人労働者と外国人実習生の実態を調査し、賃金・労働条件等の大幅改善、労働保険や社会保険加入などを促進させること。外国人労働者に対応する通訳体制・相談体制を拡充すること。外国語の労働手帳を発行すること。
- (18) 労働手帳の増刷をはかるとともに、パートタイム、契約社員、派遣労働者など、雇用形態別のハンドブックを発行すること。高校生・大学生にむけた簡易な「労働手帳」を発行し、配布すること。
- (19) 「公契約条例」を制定すること。委託費の積算基準、特に人件費の積算基準を確立すること。最低制限価格制度の拡充を図ること。最低制限価格制度が導入された委託業務で働く労働者の賃金・労働条件が改善されたか、調査すること。県が発注する公共工事や委託業務で働く労働者の賃金実態調査を行うこと。また、その結果を公表すること。
- (20) 県の委託業務にかかわり、委託先が変更になった場合、そこで働く労働者の雇用を継続するよう、委託先に要請すること。
- (21) すべての県内争議の早期解決のため、はたらきかけを強めること。特に、いすゞ・

日産・資生堂など大企業職場での「非正規切り」について、早期解決をめざすこと。  
県が関与する「神奈川フィル争議」、「緑陽苑争議」について指導性を発揮すること。  
特に神奈川県労働委員会が「原職復帰」を命じた「神奈川フィル争議」について、  
県が解決に責任を果たすこと。

(2 2) 職業病対策について以下の改善を図ること。

- ① 「労働安全衛生支援講座」への補助金を増額すること。
- ② 過労自殺・過労死・うつ病・アスベスト被害等については、相談窓口開設などの対応を図ること。

## 2 中小零細企業の施策を推進し、地域経済の活性化を図る

(1) 消費税 10%増税と、社会保障制度の負担増の撤回を国に強く求めること。消費税の税率を5%に下げ、免税事業者を年間売り上げ3000万円に、簡易課税制度の適用ももどくよう、国に求めること。

(2) 小規模企業振興基本法及び、中小企業・小規模企業活性化推進条例を生かすために以下の改善を図ること。

- ① 小規模企業者の経営とくらしの実態調査をおこない、経営実態と要求などを明らかにし、小規模企業振興基本法に基づく基本計画を策定すること。
- ② 神奈川県中小企業活性化推進審議会を地域別に設置すること。
- ③ インベスト神奈川は廃止し、県内中小企業・自営業者を育てる政策に転換すること。また、誘致した企業が雇用や地域経済に果たしている役割を明らかにすること。
- ④ 産業技術センターの独立行政法人化はやめ、同センターの事業を充実させること。

(3) 地域経済振興と仕事おこしのために以下を行うこと。

- ① 仕事起こしと経済対策として、経済波及効果が大きい「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。
- ② 店舗・町工場を対象にした「街なか商店リニューアル助成制度」をつくること。
- ③ 県有施設の修繕について「小規模工事登録制度」をつくり、入札参加資格を持たない地元の小規模建設業者に仕事を発注すること。
- ④ 箱根大涌谷周辺の火山被害に対して、観光事業者を応援するための支援基金を創設すること。また、雇用対策の充実、無利子の特別融資制度を創設すること。
- ⑤ 中小業者の官公需受注機会を確保するため、分離・分割発注を行う等、零細業者にもアクセスしやすいように改善すること。
- ⑥ 元請企業や中間企業の下請企業に対する不払いについて、建設業法第41条による積極的な行政指導を行うこと。
- ⑦ 大資本の小規模小売店の出店に際しては、既存の小売店と出店調整をする仕組みを作ること。
- ⑧ 各地域でおこなわれている家賃スライド制度や税金の減免制度などを活用し、小企業者の家賃軽減措置を行うこと。

(4) 金融制度にかかわり以下の改善を図ること。

- ① コンサルタント機能を発揮し、制度融資を利用しやすいものとし、自治体融資の比重をあげることに。
- ② 制度融資の審査に際し、制度の趣旨に鑑み、税金滞納、過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあることをもって、機械的に申し込みを断らないこと。
- ③ 新規開業資金の「自己資金」要件を緩和すること。経営が安定するまで返済を猶予する制度に改善すること。
- ④ プロパー融資を含む借り換え制度を充実すること。
- (5) 徴収行政にかかわり以下の改善を図ること。
  - ① 税・税外債権の滞納整理については、機械的な差押えなど強権的な徴収はおこなわず、商売やくらしの実情に即した対応をすること。
  - ② 納税緩和措置を県民に広く知らせ、積極的な活用を呼びかけること。また、滞納整理の相談が可能となるよう必要な体制をとること。
- (6) 県道路公社管理の有料道路の料金引き下げや無料化を図るなど、地域活性化にむけて積極的な取り組みを行うこと。

### 3 TPPに反対し農林水産業の振興、食の安全を守る

- (1) 国内農業生産と食の安全水準の担保に大きな支障が懸念される TPP の大筋合意から撤退するように国に求めること。
- (2) 都市農業振興のために
  - ① 都市農業振興基本法の成立に基づく、都市農業振興基本計画の策定に当たっては、宅地並み課税の廃止や相続税評価の減額などの措置を盛り込むよう国に求めること。
  - ② 都市農業振興基本法が基本理念とする「都市農地の有効活用、適正な保全」「良好な市街地形成における農との共存」などの点を踏まえ、防災農地協定の推進をはかること。その際、非常用水源としての井戸の掘削、仮設トイレの設置などについて県が助成する仕組みをつくること。
- (3) 大野山牧場での預託事業を残すとともに、酪農事業のセンター機能の役割を果たすこと。
- (4) 新規就農者の多くが志望する、有機農業の本格的指導体制の構築と有機農業を実践するグループへの支援を強化すること。
- (5) 地場農産物と学校給食等との結合を強めるため、地場産を取り入れた給食の実例とそのシステムを広く紹介し、地産地消型給食の普及を図ること。
- (6) ミツバチの大量失踪の原因とされる「ネオニコチノイド系農薬」について、研究すること。
- (7) 畜産振興のため、飼料の自給生産の推進と価格安定基金の拡充をすすめること。
- (8) 林業・漁業について
  - ① 公共建築物等の建設にあたっては、神奈川県産材の使用を一層促進するとともに、一般住宅の新築やリフォームなどへの利用を広げるため、補助事業の再開を国に

- 求めつつ、県独自の補助制度を創設すること。
- ② 森林所有者の土地境界が明確にできない状況は、森林整備など事業をすすめるうえでの障害になっている。地籍調査・境界確認を促進するための支援と体制の強化を図ること。
  - ③ 鳥獣被害防止のための予算を拡充し、鳥獣被害防止が有効に行える措置を講ずること。また、捕獲を担う人材の育成・確保のための対策を強化すること。
  - ④ 森林の手入れ、保全システムを拡充し、鳥獣被害防止対策を強化するとともに、木材の円滑な供給に向けたストックヤードの確保を支援するなど、県産木材の利用拡大に県として積極的に取り組むこと。
  - ⑤ 沿岸漁業の振興をはかるため、施設整備や種苗放流事業などの支援を強めること。
  - ⑥ 現在、漁業用軽油取引税の免税措置が継続されているが、漁業者が安心して操業できるよう免税措置の恒久化を国に求めるとともに、県としても漁業操業の効率化や漁業経営の改善につながる施策の推進を図ること。

## V 防災と環境優先のまちづくり、原発ゼロへ再生エネルギー普及を

### 1 防災対策の強化を

- (1) 県下 7 千カ所以上の急傾斜地、盛土および液状化危険個所の再調査と対策を早急に強化すること。
- (2) 豪雨などによる土砂災害の特別警戒区域、同警戒区域の対策を強化すること。また、現在順次おこなわれている土砂災害警戒区域の設定を早期に行うこと。
- (3) 土砂災害防止法により指定された土砂災害警戒区域等について、計画的なハード面の防災工事の推進を行うこと。
- (4) 長周期地震動や地盤液状化などへの対策を強化すること。
- (5) 津波の迅速な察知と伝達の体制を充実させるため、相模湾沖でも海底水圧計の運用、GPS 波浪計の設置とあわせて、多種多様な沖合観測網の整備をすすめるよう、国に働きかけること。
- (6) 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波対策について、沿岸市町村と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。
- (7) 交通やガス、上下水道などライフライン施設の点検を急ぎ、必要な補強、補修を優先して実施すること。
- (8) 減災推進事業について、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材及び消防団車両等への補助対象の拡大並びに補助率を引き上げること。
- (9) 住民参加のもとで地域防災計画を見直し、広域避難所の整備など高齢者や障がい者、住民が安全に避難できるようにするなど、地域の防災対策を強化すること。
- (10) 地方自治体の避難情報の伝達が的確に行えるようにするため、気象現象などの相談窓口として地域の実態をふまえた防災センターの強化・確立をはかること。

- (1 1) 耐震診断・補強工事助成について、新耐震基準以降に建築された建物の中にも、倒壊する恐れがあるものがある。そのため 2000 年 5 月 31 日までの建物について、市町村が取り組む耐震診断助成と耐震補強工事助成に対し、財政支援を行うこと。
- (1 2) 家庭における回転備蓄の考え方を普及し、10 日分以上の水・食料品の準備、トイレ対策及び非常持ち出し袋の準備などとともに、家具転倒防止対策など、まず自らの身を守る事の徹底を様々な団体と連携して推進すること。
- (1 3) 県民に対する啓発活動や実践的な訓練、応急生活物資の調達や情報の受発信などに関しては、関係機関・団体との連携した訓練を引き続き進めること。訓練においては各地域災害ボランティアネットワークとも必ず連携すること。
- (1 4) 災害発生時、「災害ボランティアセンター」が素早く立ち上がるように、普段より NPO 法人神奈川災害ボランティアネットワークなど、災害ボランティア団体との連携を行い、防災ボランティアや防災リーダーを積極的に育成するとともに県域・市町村域の災害ボランティアネットワーク活動への支援を行うこと。
- (1 5) 社会福祉協議会の規模が小さい町においては、連携活動訓練を強化すること。
- (1 6) 障がい者の避難について
  - ① 「大規模災害と障がい者」という観点から、「東日本大震災と障がい者」に関する検証（死亡者・行方不明者の正確な把握、発生直後からの生活実態（避難、避難所、仮設住宅の有効性など）をすすめる、公表し、県の災害対策に生かすこと。
  - ② 災害時に、一般の避難所で健康な人と同じ環境で生活するのが困難な認知症患者や障がい者、妊婦らを受け入れる福祉避難所の指定を、すべての自治体で小学校区に 1 つの指定となるよう設置すること。また、広域的な応援体制の確立や、介護ボランティア養成などに積極的に取り組むこと。
- (1 7) 境川の河川内にある大木等により狭隘となり、川の流れの妨げになっている箇所  
の早急な整備を行うこと。
- (1 8) 地震が多発する中で、木造住宅密集地の防災対策や住宅耐震補強への支援を強化すること。

## 2 県営住宅など公共住宅改善、住宅政策の充実

- (1) 県営住宅の応募倍率が高い状態が続いていることから、県営住宅の大量建設を行うこと。また、老朽化対策を早急に実施すること。
- (2) 家賃減免制度の周知徹底を図り、滞納による安易な追い出しをしないこと。
- (3) 分譲マンション維持・管理などを県の住宅政策に位置付け、支援の仕組みをつくること。

## 3 水道事業の改善

- (1) 県企業庁として水道事業の広域化を志向するのをやめ、神奈川県内広域水道企業団をダウンサイジングすることに、県がイニシアチブを発揮すること。
- (2) 神奈川県企業庁箱根水道営業所の民間包括業務委託は中止すること。

- (3) 県営水道料金の減免制度
  - ① 保育所、生活保護世帯などに対する減免制度を継続すること。
  - ② 障害者就労施設・障害者グループホーム等への減免率引き下げを中止すること。
- (4) 防災の観点から、県内全ての水道事業者の配管など水道施設の調査・点検を行い、改修を行うこと。要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。
- (5) 座間市と県企業庁との間で締結した1978（昭和53）年10月12日の配分量に関する「基本協定書」、1993（平成5）年の分水に関する「契約書」の見直しを行うこと。

#### 4 都市環境行政の推進

- (1) 羽田へのアクセスを10分しか短縮しない羽田—川崎連絡、カジノ誘致を含む総合型リゾート開発、住民合意のないツインシティ計画（寒川—平塚市域）などの中止・根本的な見直しをすること。
- (2) 廃棄物処理対策について
  - ① 循環型社会形成推進計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算を確保するよう国に働きかけること。
  - ② ごみ処理広域化により中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。
  - ③ 3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。
- (3) 海岸の保全について
  - ① 早急に砂浜の浸食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。
  - ② バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県の条例において規制するなどの適正管理対策を講じること。

#### 5 まちづくり

- (1) リニア中央新幹線について
  - ① リニア中央新幹線の建設は、そもそも必要性がなく、自然環境や生活環境を破壊し、事業採算性が見通しが甘く国民にサービス低下や税金投入などの負担を強いるものであることから、中止を求めること。
  - ② 水源地や相模川等の河川の環境保全、大量の建設残土発生にともなう諸問題について、関係する地元自治体とともに県として対応すること。
  - ③ 建設工事にかかわる事業地やその周辺地域の住民に対するJR東海の不誠実な対応が問題となっていることから、JR東海に対して県として、住民にたいする説明責任を

果たし、住民合意がないまま工事を進めないよう求めるとともに、必要に応じて県としても対応すること。

- ④ 環境影響評価書で評価されていなかった誘導集電設備の建設計画が突然計画され発表された小倉変電所（相模原市緑区）について、住民合意のないまま建設を進めないよう、県としても対応すること。
- ⑤ 県立相原高校敷地内でのリニア関連工事をＪＲ東海が要請してきていることについては、教育活動や生徒の学校生活に支障を来さないよう、県として毅然と対応すること。
- ⑥ ＪＲ東海から受託した用地買収業務については、各地域全体としての住民合意がないまま、おこなわないこと。
- ⑦ リニア中央新幹線建設にともなう神奈川県での財政負担の見通しについて、県民に明らかにすること。
- ⑧ リニア中央新幹線橋本新駅設置のための県立相原高校の移転予定地・旧職業能力開発総合大学校相模原キャンパスの既存建物除却工事については、建物所有者である独立行政法人・高齢障害求職者雇用支援機構の責任でおこなうことが当然であり、県の財政負担によってはおこなわないこと。

(2) 城ヶ島大橋の利用実態は、漁港施設よりむしろ地域住民の生活道路として、そして観光上も重要な幹線道路としての役割を担っている。このことから、漁港施設から一般道路として位置づけし直し、無料化とすること。

また、大橋の竣工から 50 年以上が経ち、今後の老朽化対策に必要な予算を計上すること。

- (3) 障がい者、高齢者が安心して外出できるように、ホームドアの設置、電車とホームとの段差解消や、ノンステップバスの増車、およびバス停の改良を交通事業者と連携して推進すること。
- (4) 三浦半島中央道路の長柄～桜山間について、当初、県が説明していた周辺の道路拡幅（県道と池子踏切の歩道設置）も進まず、桜山出口部分の周辺住民も長年にわたり反対し、十分な合意が得られていない。そのため工事の着工はせず、計画を白紙に戻すこと。
- (5) 逗子市内の生活道路に逗葉新道の有料区間を避ける車両が流入し、市内交通の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

#### (6) 警察関係

##### ① 信号機整備

ア 歩道安全施設等整備事業費道路標示予算を増額し、信号設置要望等に早期に対応すること。

イ 都心部の交差点での手押し信号装置を設置するなど、交通弱者向けの対策を急ぐこと。

##### ② 横断歩道の改善

ア 高齢者・視覚障害者用ＬＥＤ付き音響装置の信号機を大幅に増やすこと。

イ 騒音の多い広い交差点の音響信号機は、視覚障害者用付加装置の物とし、あわ

せてエスコートゾーンを設置すること。

ウ 福祉施設のある交差点には、視覚障害者用付加装置のついた音響式信号機とエスコートゾーンを優先的に設置すること。

エ 音響式信号機の音のなっている時間を早朝、夜間まで延長すること。(住宅地は7時前から21時まで、繁華街は23時まで)

オ 交差点を歩車分離式に変更する場合には、音響式信号機(視覚障害者用付加装置)を必ず設置し、歩車分離式であることを音声で知らせる装置をつけること。また、既存の歩車分離式信号機にも優先的に設置すること。

カ 音響式信号機が設置されている交差点では、必ず全方向から音が聞こえるようにすること。特に、歩車分離式信号機では必ず全方向に設置すること。

③ 停止線等の路面標示等の修繕予算の拡充および早急な修繕を実施すること。

#### ④ 静音車対策

ア 静音車につける車両接近通報装置について、国のガイドラインを待たず県としても視覚障害者や高齢者をはじめとする県民から要望を聞き、道路上での安全を確保するための対策を積極的に行うこと。

イ 国が策定中のガイドラインが既存の静音車にも適応されるよう国に働きかけること。

ウ 県の所有する静音車には率先して車両接近通報装置を設置すること。

(7) 津久井湖および相模湖での護岸崩落予算の確保と早急な対応を講じること。

(8) 里山や斜面緑地など開発の抑制や緑地の公有化などで、神奈川の貴重な自然を守ること。また、地域活性化、産業創出を目的とした、林業等の里山事業を実施すること。

(9) 葛川と不動川の浚渫工事を実施すること。

(10) 県道63号線小田原厚木道路入口付近の慢性的な渋滞解消策を実施すること。

(11) 県道71号線沿いの西友二宮店前のバリアフリー化を実施すること。

## 6 原発ゼロをめざし、再生可能エネルギーの普及促進

(1) 再生可能エネルギーの普及拡大を図ること。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む市町村の取り組みを把握し、支援するとともに、民間事業者・団体・NPO法人などとも連携した施策を講じること。

(2) 原発の即時撤退を国と東京電力に求めること。また、全国の原発の再稼働の中止を求めること。

(3) 小水力、バイオマス、太陽光、風力、波力等の再生可能エネルギーを積極的に導入すること。

(4) 自然エネルギーの開発・流通に挑戦する中小企業、NPOに補助金や融資、技術や経営指導などの支援を強めること。

## VI 青年・学生を支援、女性の地位向上、文化・スポーツの充実へ

### 1 青年・学生の支援

- (1) 「ブラック企業」「ブラックバイト」を見分けるポイントや労働法制の要点がまとまったパンフレットを、駅前のコンビニなどにフリーペーパーとして置くこととあわせ、県内の大学、高校の生徒に配布すること。高校や大学の授業で、労働法制を実践的に学べる機会をつくること。
- (2) 高校生のための就職指導支援員・相談支援員を配置・増強すること。
- (3) 現在6カ所ある「若者サポートステーション」を拡充すること。
- (4) 若者に対する家賃補助制度を創設すること。
- (5) 若者が文化を創造し発信していく土壌を作るため、世田谷区の児童館などで行われている若者がバンドの練習やダンスの練習ができる場所を、県有施設を利用して作ること。そのために、県有施設の整備や市町村施設の整備を促進・支援すること。
- (6) 県内の大学で期日前投票ができるようにすること。

### 2 男女平等・女性の地位向上へ

- (1) 各審議会の女性委員登用率は、2011年をピークに年々下がり続けている。その原因と対策を明らかにすること。「審議会等の女性委員の登用計画」の内容を明らかにすること。
- (2) 政治・政策決定への女性の参画を促進すること。
- (3) 男女共同参画推進プランの実行ある実施のため、男女別統計を充実させること。
- (4) 女性労働者の約6割をしめる非正規労働者の雇用実態調査を行い、賃金の均等待遇・改善・向上を行うこと。調査内容に、労働契約書の交付や有休休暇の付与、雇用期間、賃金、雇用保険や社会保険の適用、妊娠中の保護や出産休暇、育児・介護休暇の取得及びワーク・ライフ・バランスに関する項目を入れること。また、調査で明らかになった問題について、改善すべき具体策を講じること。
- (5) 男女賃金の格差、昇任・昇格、結婚・妊娠・出産などでの差別を是正させる取り組みを強化すること。また、介護・育児休業法にもとづいて転勤・配転・出向・転籍などの配慮義務、残業規制などの履行状況について改善策を講じること。
- (6) 男女機会均等法の社会通達が国から出されている主旨をふまえ、妊娠出産などを理由とする不利益取扱いを行わないよう、県内事業所に啓発指導を強めること。
- (7) 「深夜業に従事する女性労働者の就業環境等の整備に関する指針」に基づき、深夜業職場の女性労働者の労働実態と生活実態調査を行い、安全で働きやすい職場環境のための改善を図ること。
- (8) 女性のための就労支援策を強化、拡大すること。また、高等職業訓練促進給付制度のように生活保障月の職業訓練の抜本的強化を国などと連携して行うこと。
- (9) 高齢者の貧困率は高く、中でも未婚の女性、離別女性が経済的に厳しい状況にある。無年金、低年金の女性の生活実態を調査し、県独自の施策を確立すること。

- (10) 婦人科検診の公費負担を増やすよう国に求めるとともに、補助回数を減らさないこと。
- (11) 女性相談所、女性相談員の機能を強化するため、非常勤職員の専門性の向上のために十分な研修、ゆとりある相談体制をつくること。
- (12) 民間シェルターへの補助金を充実すること。原則2週間の保護を延長し、無料のシェルターを増やすこと。あわせて、職員の研修等の支援も行うこと。
- (13) かなテラス（県立かながわ男女共同参画センター）が藤沢合同庁舎にオープンしたが、藤沢合同庁舎への移転は、あくまでもつなぎ施設とすること。また将来、新たに女性問題の総合的な解決がはかれる、かながわ女性センターとしての規模・機能をもった施設を建設すること。
- (14) かなテラスの自主的な調査研究として、県条例の届出で把握されない300人以下の事業所で働く非正規を含む女性労働者の実態をつかむこと。また、「あらゆる階層の女性（自営業者・農林水産業従事者などを含む）の男女共同参画に対する調査・研究を行い、県内女性の地位向上に役立てること。
- (15) 旧女性センター図書館で収集された出版物および資料は県立図書館に移管されたが、今後も更に県内の女性史研究や女性労働など、あらゆる女性問題にアプローチするのに役立つ図書館として資料の収集や保存、情報の発信を推進するため、予算は図書館事業として括るのではなく、女性行政推進のための予算として確保すること。
- (16) 国に対し次のことをはたらきかけること
  - ① 男女の賃金格差を是正し、同一労働同一賃金原則を労働基準法に明記すること。
  - ② ILOパート労働条約を批准し、パート労働者の賃金・労働条件を早期に批准し、パート労働者の賃金・労働条件を正規の労働者と均等待遇になるようパート労働法の実効ある改正を行うこと。
  - ③ 課税最低限（基礎控除）の大幅な引き上げなしに、配偶者控除、第3号被保険者制度の廃止・縮小は行わないこと。
  - ④ 中小工業、農林水産行家族従業者の働き分を平等に評価し、自家労賃を認め、正当な社会的評価を行うこと。同時に人権尊重や男女平等の是正に向けて、「自営業者が家族従事者に支払った給与は認めない」所得税法56条を廃止すること。

### 3 文化・芸術、スポーツの環境整備

- (1) 県民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができるよう、スポーツ政策の充実、環境整備をはかること。県のスポーツ振興ビジョンにうたう受益者負担等の導入は行わないこと。
- (2) 県立体育センターの施設改修・整備とバリアフリー化をすすめること。PFI方式は導入しないこと。また、施設の改修にあたっては、障害者団体の要望が十分反映されるようにすること。

- (3) 県民が文化・芸術を自由に創造し、楽しむことができるよう、その条件整備と文化施設で働く職員の待遇を改善し、アーティスト・団体への助成、芸術鑑賞の機会を拡充すること。
- (4) すべての子どもたちに鑑賞機会を保障するため、学校での芸術鑑賞教室などの事業を実施し充実させること。
- (5) フラワーセンター大船植物園の指定管理者制度の導入をやめ、県有施設として充実させること。
- (6) 県立図書館、川崎図書館の充実を
  - ① 県立図書館の施設、設備の改善や資料購入費を大幅に増額し、県民が閲覧・貸出し、研究をはじめ充実した知的サービスを受けられるようにすること。
  - ② 県立図書館は直営で運営し、将来を見越し、県内図書館の専門職員の確保と育成支援という役割を十分に踏まえ、県内市町村図書館の良い範例となる方向を示すこと。
  - ③ 県立川崎図書館は、県民・研究者に開かれた施設として充実させること。
  - ④ 川崎図書館の KSP への移転など、一部企業のための資料センターへの特化は川崎市民の要求ではない。抜本的に見直すこと。そのために、川崎市と「県立川崎図書館についての協議」を直ちにすすめ、建設候補地の選定なども共に進めること。
  - ⑤ 県立川崎図書館について、今年度、紅葉坂の県立図書館を旧職業訓練校跡地に増設する場合の調査費を計上したが、その結果を県民に公表することはもとより、県立図書館内部で検討された新たな将来の方向性について、最終の結論を出す前に中間報告を公開し、県民、市町村図書館の意見を十分に反映させること。
- (7) 旧女性センター図書館の役割を引き継ぐために
  - ① 県内の女性史研究や女性労働など、あらゆる女性問題にアプローチするのに役立つ図書館として、各研究者が研究途上で集めた資料やさまざまな県内のグループ・各機関の出版物・一枚もの等の原資料などの資料も積極的に収集・保存し、活用する方向性を付加すること。
  - ② 県立図書館に移管したメリットを生かし、市町村図書館への支援策として、女性問題に関する資料情報を定期的に配信するなどの積極策を考慮すること。
- (8) 県立鎌倉近代美術館は存続させること。

## VII 消費者行政の充実・強化を図る

### 1 消費者行政の充実

- (1) 消費生活条例の改定または消費生活センター条例の制定について
  - ① 消費生活行政は、公共性が高いので消費生活センターを民間委託することなく、県、市町村が行政責任の一環として行うこと。
  - ② 消費生活条例改正は消費者の権利の拡大・充実の方向で行うこと。

- ③ 消費生活条例改正、消費生活センター条例の制定に当たっては、県民(消費者)、消費者団体等に十分情報を公開し、その意見を聞きながら行うこと。
- (2) 相談場所、相談時間の拡大等消費者相談窓口の充実が、消費者被害の顕在化と相談数増加や問題解消につながりため今後も引き続き充実をすすめること。
- (3) 被害の複雑化・高度化により相談対応の負担が増大している。

## 2 消費者教育・啓発

- (1) 振り込め詐欺や還付金詐欺など高齢者の被害は増大・拡大している。高齢者及び関係者への啓発を関係部局や市民団体等と連携してすすめること。また「地域見守り」を課題毎ではなく包括的に推進すること。
- (2) 消費者教育の推進を積極的に取り組むこと。消費者教育推進の一方の柱となる消費者団体・リーダーの育成に力を入れること。

## 3 食の安全について

- (1) フードディフェンス(食品への意図的異物等の混入に対する防止対策)について、食品テロに対するガイドライン等の徹底と事業者の意識向上に努め、生産から流通全体にわたる対策がすすむように、業界団体等における取り組み事例の紹介や交流を促進すること。
- (2) 食品表示法の施行に対応して
  - ① 2015年4月、食品の表示について定めた、新しい法律「食品表示法」が施行された。新たに「機能性表示食品」制度も始まっている。消費者が食品表示を理解し、表示の活用がすすむように、積極的なとりくみを消費者団体と連携してすすめること。
  - ② 機能性表示食品について、特定保健用食品では「却下」された製品が受理されていたりしている。消費者庁は書式さえ揃っていれば受理するようなやり方など、制度の見直しを国に求めること。
  - ③ トランス脂肪酸の過剰摂取は動脈硬化や心臓病のリスクを高めることが明らかとなっており、アレルギー疾患や免疫力の低下とも関係しているとの指摘も多くある。そのため多くの国で表示は義務化されており、使用制限や使用禁止へと向かっている。神奈川県として、トランス脂肪酸の表示の推奨と国に表示の義務化を行うよう求めること。
- (3) 安全・安心の確保のため、食の相談ダイヤルや県のホームページ等の充実はもちろん、「かながわ食の安全・安心キャラバン」や「食の安全・安心基礎講座」などの取り組みについて、さらに市町村連携をすすめ、新たな開催地域において認知や関心、参加が高まる工夫と内容の改善を行うこと。

## Ⅷ 原子力空母母港、オスプレイ拠点化の撤回、核も基地もない平和な神奈川を

### 1 核も基地もない平和なかながわを目指す

- (1) 強行採決された「安全保障関連法」は、限定的であっても集団的自衛権の行使を認めるものであり、明白に憲法違反である。同法の廃止を国に求めること。
- (2) 国民保護計画に関する予算措置を行わないこと。
- (3) 核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが明らかとなり、横須賀に核が持ち込まれていたことが否定できない。国是である非核三原則を堅持するためにも核密約の廃棄を要求するとともに、非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- (4) 「核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、世界唯一の核被爆国日本の国民共通の悲願であり、神奈川県民の心からの希求である。…私たち神奈川県民は、国是である「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を県是とすることを宣言する。」と核兵器廃絶や恒久平和への願いを表明した『神奈川県非核兵器県宣言』にもとづき、被爆の実相を伝えるなど、非核・平和意識の普及に取り組むこと。
- (5) 相模湾の原潜行動(訓練)区域の解消を国に要求すること。

### 2 米原子力空母の横須賀母港撤回と米軍基地撤去

- (1) 原子力空母ジョージ・ワシントンに代わり、原子力空母ロナルド・レーガンが横須賀基地に配備された。これは、横須賀基地が原子力空母の母港化が恒久化・永久化につながるものである。原子力空母の横須賀母港をやめるよう米軍及び日本政府に強く求めること。
- (2) アメリカの「戦略的リバランス」政策により、今年から 2017 年までに「ミサイル防衛」能力を持つミサイル駆逐艦 2 隻と最新鋭のミサイル巡洋艦 1 隻の追加配備、誘導ミサイル駆逐艦の交代も計画されている。このような横須賀基地の強化には反対し、政府に対して中止するよう求めること。

### 3 原子力艦の原子力災害対策マニュアルの見直し

- (1) 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」の早期改訂を求め、少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に要求するとともに、地域防災計画原子力災害対策計画編の改訂を早急にすすめること。
- (2) 巨大地震が起こった際の原子力災害として、原子力艦船の原子炉事故について、どのように想定し、どのような対策をとっているのか明らかにすること。また、予想される巨大地震について、県として米軍に対してどのような対策を要求し、また、米軍がどのような対策を講じているのか明らかにすること。
- (3) 横須賀に入港中の原子力艦船が巨大地震の被害によって外部電力が喪失したことを想定し、横須賀には独自の「ガス発電所」が備わっているが、この発電施設の立地は、横須賀市が想定している津波 3.5メートルで水没する場所にある。この点についての安全対策について明らかにすること。

#### 4 厚木基地に関わって

- (1) MV22 オスプレイが、沖縄県普天間基地に配備され、日米間で取り決めたルールを守らない無謀な飛行訓練等により、沖縄県民の強い怒りをかっている。そのオスプレイが、沖縄だけでなく「沖縄の負担軽減」の名のもとに横田基地に配備され、本土の米軍基地や自衛隊基地を飛来・使用しようとしている。その一つが厚木基地である。飛行場周辺を住宅地に囲まれた厚木基地では、ただでさえ空母艦載機の爆音被害を被っているのに加え、事故をくり返す欠陥機オスプレイが飛来しないよう、オスプレイの厚木基地飛来・使用、飛行訓練はやめるよう、日本政府と米軍に強く求めること。
- (2) 爆音被害の根絶のために
  - ① 厚木基地でのいっさいの離着陸訓練をやめるよう、日米両政府と米軍に強く求めること。とりわけ、空母が作戦任務で出港する間に、洋上で実施される資格取得訓練 (CQ) では、終了後の深夜に艦載機が厚木基地に戻ることが多い。洋上での CQ 実施後は、厚木基地に戻らず、そのまま作戦任務につくよう米軍に求めること。
  - ② 空母艦載機の爆音被害の元凶は、原子力空母の横須賀母港化である。平和で静かな街を取り戻すためにも、原子力空母の横須賀母港を撤回するよう日米両政府と米軍に求めること。
  - ③ 米陸軍・海軍・空軍による基地周辺住宅地上空でのタッチ・アンド・ゴー訓練などは、安保条約・地位協定 2 条 1 項の「施設・区域の提供」にない空域での訓練であり、住宅地上空での訓練をただちに中止するよう、国と米軍に求めること。
  - ④ 厚木基地での航空機爆音が県民に与える「生活被害」と「健康被害」の実態調査は、国に任せるのではなく県民のくらしと健康を守る立場から、神奈川県の実態調査で実施すること。

#### 5 空母艦載機の着艦訓練・日常訓練・基地周辺の生活環境の安全確保等

- (1) 住宅防音工事の第一種区域を拡大し、国の負担で施工後の維持管理をすることを国に要求すること。
- (2) キャンプ座間周辺自治体と米軍及び自衛隊とのヘリコプター運用とキャスナー飛行場の使用についての「軽減措置」の協定 (夜間飛行時間の制限、深夜の飛行禁止、住宅地上空での飛行についてなど) の締結について、基地周辺自治体と共同し、米軍と国へ要望すること。
- (3) キャンプ座間周辺自治体に騒音測定器を設置のうえ、周辺住民の日常生活被害及び健康被害の実態、特にヘリコプター騒音による低周波被害について県独自に調査すること。
- (4) キャンプ座間への陸上自衛隊「陸上総隊」司令部の創設は絶対認めないよう強く求めること。また、キャンプ座間に建設予定の官舎は、ただちに中止し、跡地は地元で全面・無償利用できるよう、関係地元自治体とともに国と話し合うこと。

## 6 遊休化した県内提供施設の早期返還

- (1) 横須賀基地関係の米軍家族住宅の住宅建設計画は中止し、撤回するよう国と米軍に求めること。
- (2) 米軍人の基地外の居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求すること。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム(RPP)は実質的な基地の拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、横須賀市政、神奈川県政に関わる問題でもあり、反対の意思をハッキリと示すこと。
- (3) 日米合同委員会で返還が合意された池子住宅地区の「飛び地」は、いまだ返還時期が明確になっていない。使用していない米軍基地は、日米地位協定に基づいてただちに返還するよう、県として強く日本政府及び米軍に求めること。
- (4) 座間市内に存在するキャンプ座間の水源地、とりわけ県立谷戸山公園内の配水池は、米軍がすでに県営水道を使用していることから使用されていない。直ちに返還をするよう、強く日本政府及び米軍に求めること。
- (5) 厚木基地に相模鉄道線から引き込んでいる鉄道敷は、基地内では鉄道敷上は舗装してあり、全く使われていない。これらの遊休地はただちに返還するよう求めること。

## 7 日米地位協定の抜本的改定など

- (1) 米兵の犯罪や事故は、依然として根絶されない。管理者である米軍当局と、基地施設提供者である日本政府の責任を明確にし、日米地位協定の抜本改定を強く日本政府に求めること。
- (2) 日米地位協定の改定について
  - ① 「日本が第1次裁判権をもつ『公務外』の米兵犯罪について、日本はできるかぎり行使しない」という密約の存在が明らかになっている。今も生きているこの「密約」はただちに破棄すること。
  - ② 相模総合補給廠の爆発事故が発生し、危険物の保管状況などの情報がなく市民の不安が高まっている。基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本的見直しを国に要求すること。
  - ③ 三浦市でのヘリ墜落事故も含め、日米合同委員会で「訓練空域」に指定されていない空域での訓練飛行が増加している。こうした特権的優遇措置を止めさせ、日本の国内法を厳しく守らせること。

## Ⅸ 県民本位の行財政運営を

### 1 財政運営の改善と県民サービスの向上に向けた取り組みについて

- (1) 予算編成時に財源不足を強調するが、現実には黒字が続いている。県民要望を抑えるためのこのような予算編成方式を改め、県民要望を実現する立場で財政運営を行うこと。
- (2) 臨時財政対策債による地方交付税の代替措置を廃止し、本来の地方交付税制度を厳守するよう国に求めること。
- (3) 法人 2 税の超過課税については、福祉や教育施策にも活用すること。
- (4) 消費税増税など、国民生活に負担増を求める国政に対して神奈川県が県民生活を守る防波堤の役割を果たせるように各種料金などの値上げを行わないこと。
- (5) 未利用県有地は、市町村等による保育所等福祉施設など公共利用を推進し、県民福祉の向上をはかること。また、地元住民の意向にそって公共の施設整備又は市に用地提供を図ること。
- (6) 米軍関係者の自動車税は、県民が納める納税額と比較して最大 75% の免除となっている。日米地位協定第 13 条 3 項で「私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない」とあることから、自動車税の特例を廃止すること。

## 2 県職員の人員削減をやめ、働きやすい職場環境をつくるために

- (1) 職員を適正に配置し、長時間残業を解消すること。
- (2) 図書館の司書や児童相談所、福祉施設の専門職員は再任用や非常勤ではなく、常勤の正規職員を増員して配置すること。
- (3) 不安定雇用の拡大となる非常勤・臨時的任用職員・任期付公務員・行政補助員などを常勤職員の代替としないこと。
- (4) 出先機関の事務職員を増員すること。
- (5) 公用車の故障、老朽化の対策・更新を急ぐこと。
- (6) 職員の福利厚生、県民サービス向上の視点から、県庁本庁舎に障がい者団体等が運営する食堂・喫茶室を設けること。

## 3 指定管理者制度、PFI など民間活力の導入について

- (1) 指定管理者制度の運用について、2010 年 12 月の総務省通知「指定管理者制度の運用について」を踏まえ、労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるべきことなど、徹底し改善をはかること。
- (2) 公共施設の建設、維持管理、運営などに P F I 方式を導入しないこと。

## 4 個人情報保護と情報公開の充実について

- (1) 情報公開制度の運用において、団体等の経営への過剰な配慮から非公開とされる状況があることから、見直して改善をはかり、情報公開を促進すること。
- (2) マイナンバー制度の中止・凍結を国に求めること。